

Title	一九一八年のロシア憲法制定會議に關する諸問題
Sub Title	The Bolsheviks and the Russian Constituent Assembly of 1918
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.10 (1957. 10) ,p.22- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19571015-0022">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19571015-0022</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 一九一八年のロシア憲法制定會議に關する諸問題

中澤精次郎

## はしがき

全國民的な基盤の上に、言葉をかえていえば祕密・普通・平等・直接の諸原則に忠實な選舉にもとづいて憲法制定會議を組成しようとする目論みが、ロシアでは、一九一七年の二月革命の際に著しく表面化している。もつとも、民主的な憲法制定會議の召集といういわば近代的・合理的な政治的要請は二月革命以前の、すなわちロマノフ帝政下において既に芽生えており、反政府的な乃至はまた革命的な諸運動の一つのスローガンともなつていたが、そうした要請の妥當性が全面的且つ國家權力的に確認され、またその速かな實現が政府の本質的な義務として宣言されるに到つたのは二月革命によつてであつたといつて差支えなからう。二月革命の結果成立した臨時政府が、三月一六日(1)のその發足にあつて、民主的な憲法制定會議の早期召集に努力する旨を宣言しているからである。しかしながらこの臨時政府は、政治形態の定立を主權的な國民の意志に委ねると約束して、憲法制定會議の早期召集に必要な二、三の準備的な努力を拂つたとはいへ、公約そのものの履行に必ずしも熱心ではなかつた。その態度は甚だ消極的であつたばかりかむしろ不誠實ですらあつた。しかも憲法制定會議の召集

が意識的に引延されつつあつたその間に政情は著しく變化し、遂に十一月七日、ボルシェヴィキが政權を革命的に奪取しそれを獨占したために、臨時政府は憲法制定會議の早期召集という公約を結局は果し得ずして終つたのである。

しかるに一〇月革命による政權獲得直後の十一月九日、「共和國政府の名において、農民代表を加えた労働者・兵士代表ソヴェト全露大會によつて選出された人民委員會議が、(一)憲法制定會議の選舉は十一月二五日に實施されるべし……」と宣言し、人民委員會議のこの布告にもとづいて十一月二五日に、<sup>(3)</sup> ロシヤ政治上はじめての極めて民主的な、すなわち祕密・普通・平等・直接の諸原則に忠實な憲法制定會議選舉が施行された。<sup>(4)</sup> すなわち憲法制定會議の召集という公約の履行に不可欠な前提は、かかる公約の當事者である臨時政府そのものの存在を實力的に否定したボルシェヴィキ政府によつて實現されたのであつた。しからはこの選舉の結果はどうであつたか。<sup>(5)</sup>

#### 黨派名

#### 黨派別代表者數

社會革命黨	二九九
社會民主黨 (ボルシェヴィキ)	一六八
ウクライナ社會革命黨	八一
社會革命黨左派	三九
社會革命黨民族派	一九
社會民主黨 (メンシェヴィキ)	一八
立憲民主黨	一五
人民社會黨	四
保守黨	二
ウクライナ社會民主黨	二

バシキール、キルギース、アルメニヤ、ユダヤ、ポーランド、レット、エストニヤ、  
コサック民族諸派および回教徒派

五六

合計

七〇三

すなわち友好的な社會革命黨左派の全面的な協力があつたところで、與黨は全議席の僅か二九パーセントを支配し得るにすぎないことがかく判然とし、したがつて憲法制定會議を召集することは反ボルシェヴィキ派・反革命勢力のために、またとない制度的な乃至機構的な據點を創設する以外のなものでもないことが明らかとなつた。反ボルシェヴィキ的な諸黨派が前記したような憲法制定會議選舉の結果に勇躍し、その野黨的な反革命攻勢を、憲法制定會議の即時召集というスローガンを中心にして急速に盛上げていつたことは改めて指摘するまでもなからう。

かくてボルシェヴィキはいわば袋小路に迫込まれたわけであるが、翌年の一月九日に行つて憲法制定會議の召集を決定した。一九一八年一月一八日首都ペトログラードにおいて開會すると聲明したのである。もつともここに到るまでの間、ボルシェヴィキ政府は事態の推移を傍觀していたわけではなかつた。手を拱いて時を過していたのではなく、甚だ慎重且つ時機を得た極めて的確な諸對策を怠りなく打つていたのであつて、例えばかかる對策の、しかも最終的・決定的なものとしてつぎのような一月九日の布告を擧げてみる事ができる。すなわち「憲法制定會議は一月一八日に開會される。祕かなあるいは公然の反革命的黨派であるメンシェヴィキ、社會革命黨右派、コルニロフ派並びに怠業中の官僚は、勞農ソヴェト政府に對して決定的な抵抗を準備している。あらゆる反革命的分子は例外なく『全權力を憲法制定會議へ』という旗を掲げて、その力を盛りかえしてきた。しかし實際には勞農革命の敵が、『ソヴェトを打倒せよ』という合言葉で結ばれているのであり、このことは我々が大きな犠牲を拂つて獲得したすべての利益の放棄を意味している……。かかる反革命的企圖に最も強力な方法で對抗することは中央執行委員會の義務である。……それ故にこそ中央執行委員會は第三回勞働者・兵士代表ソヴェ

ト全露大會を一月二日に、そしてまた第三回農民代表大會を一月二八日に召集することを布告する<sup>(6)</sup>と。したがつてベトログラードの空氣はボルシェヴィキ派と反ボルシェヴィキ派との來るべき決定的な對立と抗争をひそませつつ、既に異常にまで緊張していた。とはいへ憲法制定會議は一月一八日にタウリダ宮の一室で開かれた。二月革命以來の懸案であつた憲法制定會議がともかくもここに實現されたわけである。しかし壓倒的多數が反ボルシェヴィキ的な諸黨派から構成されてゐた當然の結果として、この會議は、ボルシェヴィキ政權の合法性を率直に否定したために、ボルシェヴィキ政府からの反撃に直面しなければならなかつた。政府は反ボルシェヴィキ的勢力の機構的なこの據點を排除すべく、一月一九日に、憲法制定會議の解散を宣言したのである。すなわち一九一八年のロシヤ憲法制定會議は、それを召集したボルシェヴィキ政府の手によつてその存在を否定された。

憲法制定會議のかく悲劇的な結末の故にか、あるいはまたこの會議の示した明白な反ボルシェヴィキ的な事實に注目してか、いづれにせよ、ボルシェヴィキ革命を對象とした政治史的なあるいは政治學的な研究の多くが、一九一八年のこの憲法制定會議にふれてゐる。とはいへその内容は改めて述べるまでもなく決して一樣ではない。勿論憲法制定會議への接近に見られるその多様性は、外ならぬ研究者自身の問題意識・問題點あるいは研究方法などの非一様性に關わるものである以上、そのことに別段の不思議はないが、ただ憲法制定會議選舉の實施を餘儀なくした客體的な背景が一般に問題とされてないようである<sup>(9)</sup>。例えばソ連邦共產黨編纂の「黨史」は、「憲法制定會議が解散された。この會議の選舉は大部分一〇月革命以前に行われ、しかも會議は平和・土地・權力のソヴェトへの移行に關する第二回ソヴェト大會の布告の批准を拒否したのであつた<sup>(10)</sup>」と記して、憲法制定會議の解散に價した事由を示しているが、ボルシェヴィキ政府が何故に選舉の實施を決意するに至つたかについて説明していない。憲法制定會議への國民代表を決定すべき選舉が、あるいはまた憲法制定會議の開催が確乎とした主體的な欲求乃至はまた餘儀ない客體的な要請を缺いて、いわば偶發的に果して可能であろうか。疑問といわねばな

るまい。

一九一八年一〇月のスターリンの論說「事物の論理」を引用するまでもなく、成程「一九一七年のはじめには、憲法制定會議というスローガンは進歩的であつた。そしてボルシェヴィキはこれを支持した。一九一七年の終り、一〇月の變革の後には、憲法制定會議というスローガンは反動的なものとなつた」<sup>(11)</sup>。しかば「憲法制定會議というスローガンは反動的なものとなつた」一〇月革命以後の段階において、何故に憲法制定會議の選舉を實施しなければならなかつたのか。一見すると非論理的とも思えるこの點についてスターリンは、一九二四年の「一〇月革命とロシア共產主義者の戰術」において、レーニンの所説を引用しつつ次ぎのように説明している。「憲法制定會議が、ソヴェト共和國の原則と根本的に矛盾するブルジョア議會であることは周知のこと」<sup>(12)</sup>であつたが、この「ブルジョア民主主義的議會に参加することは、革命的プロレタリアートにとつて害にならないばかりか、何故このような議會は解散されるに價しているかを、おくれた大衆に實證することをプロレタリアートに容易にし、それをうまく解散することを容易にし、ブルジョア議會制度の『政治的な死滅』を容易にする」<sup>(13)</sup>ためであつたと。別言すると「憲法制定會議の考えに對する人民大衆の信用をおとさせるためには、これらの大衆を、土地・平和・ソヴェト權力についての彼等の要求とともに、憲法制定會議の壁のところまでみちびいて行き、こうして彼等を現實の生きた憲法制定會議と衝突」<sup>(14)</sup>させなければならなかつたからであると言く。反ボルシェヴィキ派が現に壓倒的な多數を占めていた憲法制定會議の召集についてであれば、それは甚だ當を得た説明とみることもできよう。

しかしながら反ボルシェヴィキ派が現に壓倒的な多數を占めていた憲法制定會議の召集についてはなく、それ以前の憲法制定會議選舉の實施についてであり、しかも選舉の實施を意欲した主體的な内容ではなくして、かかる決定をなさしめるに到つた客體的な論理が事實どのようなものであつたかを問題とするかぎり、憲法制定會議を解散し得た後の、いわゆる回顧録的なスターリンの説明そのものに満足することはできなからうと考へる。ボルシェヴィキをして憲法制定會議選舉を實施

させた背景が、ボルシェヴィキ政権の成立という甚だ特徴的な事實との関連において充分に語られていないからである。それ故にまずここで、ブルジョア議會制度の「政治的死滅」を豫想し且つ意欲したボルシェヴィキが、二月革命から一〇月革命に到るいわゆる二重政権下において、臨時政府の公約した憲法制定會議にいかなる態度で臨んでいたかの整理・概観を考えてみた。

(1) 一九一八年以前のロシアではグレゴリウス曆ではなくユリウス曆が使用されていた。したがって例えばベトログラード・ソヴエトの成立した二月二十七日はグレゴリウス曆の三月一二日に當る。本稿では、二月革命あるいは一〇月革命といった表現以外はすべてグレゴリウス曆によつて統一した。

(2) 一九一七年一月九日の憲法制定會議に關する人民委員會議の布告 (Bunyan, J. and Fischer, H., *The Bolshevik Revolution, 1917—1918, documents and materials*, 1934, p. 341)。

(3) 一月二十五日の「イスマースチャ」紙に「労働者および兵士諸君、今日は憲法制定會議選舉の第一日目である。諸君はすべて参加しなければならぬ。労働者並びに兵士は一人として投票を忘れてはならない……投票所に出掛けよ、そして労働者・兵士代表ベトログラード・ソヴエトの決議に従つて投票せよ。第四號のリストに投票せよ」(Bunyan, J., *op. cit.*, p. 346)とあるように、ベトログラードでは憲法制定會議の選舉が一月二五、二六、二七日の三日間にわたつてなされたようである。しかし全國的にみると数多くの選舉區では所定の期日までに選舉準備が整わず、そのために選舉が甚だしく遅れて實施された場合があるいはまた實施されずに終つた場合もあつたようである (cf. Radkey, O., *The Election to the Russian Constituent Assembly of 1917, 1950*, pp. 2~3)。

(4) 憲法制定會議への代表選出方法が民主的な選舉の一般原則に極めて忠實であつたこと、したがつてそれが劃期的な選舉でもあつたこととはそれ以前の國會選舉法 (cf. Harper, S., *The New Electoral Law for the Russian Duma*, *The Union Chicago Studies in Political Science*, 1908)と比較してみれば一見して明らかである。しかもこの憲法制定會議の場合には秘密・普通・平等・直接の諸原則に比例代表制が加えられていた。すなわち選舉區 *okpyr* 毎に各黨派はそれぞれ當該選舉區の定員数だけの候補者を記載した候補者名簿を用意し、投票はこれらの黨派別の候補者名簿に對してなされた。なおベトログラードでは一九の諸黨派がそれぞれ一八名の自黨候補者を記載した名簿を作成している。またこの選舉はさしたる干渉・妨害もなくまず平穩に實施されたもようである (cf. Radkey, O., *op. cit.*)。

(5) 憲法制定會議の總議席數については八一五名ともあるいは八一七名とも種々に傳えられており、また黨派別の代表者數についても同

様にさまざまな数字があつて共に判然としない。例えば一九一八年一月一六日の「ウートロ・ラシイ」紙 (Bunyan, J., op. cit., p. 363) は一月一二日まで判明した五二〇名の代表の内、社會革命黨が二六七名、ボルシェヴィキが六一一名、ウクライナ社會革命・社會民主黨が四一名、立憲黨が一五名、回教徒民族派が六名、回教徒社會革命黨が五名、農民代表ソヴェト・グループが五名、メンシェヴィキが三名 (以下省略) と數えているが、一月一二日の「ルースカヤ・ベードモスチ」紙 (Bunyan, J., op. cit., p. 363) には一月二日まで判明した代表者は六〇三名、その内二七〇名が社會革命黨右派、一六七名がボルシェヴィキ、五三名がウクライナ社會黨、三六名が社會革命黨左派、二五名が回教徒派 (以下省略) であつたとある。しかし本稿はこの種の研究についての最近の、おそらくは最も優れた研究の一つとも考えられる Radkey の前掲書によつた。なおこの選舉におけるボルシェヴィキの得票數は全投票總數四一、六八六、八七六票の二三・六パーセントすなわち九、八四四、六三七票であつた。

(6) Bunyan, J., op. cit., p. 368. この布告にもとづいて召集された第三回ソヴェト大會で、憲法制定會議の拒否した「勤勞者および被搾取人民の權利宣言」が承認され (一月二三日)、またロシア・ソヴェト社會主義共和國はロシア人民の自由な結合を原則として形成された諸ソヴェト共和國の連邦であるという決議が採擇されていることなどは、改めて指摘するまでもなからう。

(7) 一月一八日の午後四時、赤衛軍が固めていたタウリダ宮の議場に集つた諸代表はまず議長選舉に臨んだ。社會革命黨のロードキバニエゼの發案によつて登壇した代表中の最年長者であるシベツォフが憲法制定會議の開會を宣言し議長の選出を提案した。そこで社會革命黨は自黨のチエルノフをまたボルシェヴィキは社會革命黨左派のスピリドノヴァを議長候補に推したが、二四四票對一五一票でチエルノフが選ばれた。議長が憲法制定會議の重要性を強調した後にブハリリンが立ち、チエルノフと觀念的社會主義に對する激しい非難・攻撃の演説を「萬國の勞働者よ團結せよ」という言葉で結んで降壇すると、代つてツエレチュエリがボルシェヴィキを攻撃し、憲法制定會議を現實のロシアの最高機關たらしめようとする社會革命黨の決議案を示した。その結果社會革命黨の提案とボルシェヴィキの提出した「勤勞者および被搾取人民の權利宣言」のいずれを先議すべきかの票決が行われたが、二三七票對一三六票でボルシェヴィキが敗れた。そして三〇分間の休憩後すなわち翌一九日の午前一時會議は再會されたが、スコペロフ、アンテイビン、マムキンなどがこもごも立つてボルシェヴィキに攻撃を加え、代つてボルシェヴィキのラスコニコフが憲法制定會議の反革命性を難詰した聲明を發表して憲法制定會議からの退場を宣言した。また社會革命黨左派もボルシェヴィキにならつて議場から姿を消した。ボルシェヴィキと社會革命黨左派の退場後議長は社會革命黨提出の土地法案を上程したが、その際に議場の守備にあつていた一水兵が議長に衛兵の疲れていることを訴えて閉會を要求した。しかし議長はこの要求をひとまず無視してさらに社會革命黨提出の平和宣言を上程した。かく社會革命黨の諸提案を上程し審議・可決した後に會議は、ロシアの政治形態を規定した決議を採擇し、一九日午後五時からの再會を約して午前四時四〇分に閉



會した。しかし再び開かれることはなかつたのである。

(8) ボルシェヴィキと社會革命黨左派の退場後、憲法制定會議の問題について人民委員會議が開かれている。この會議で、社會革命黨左派の委員は——前年の一二月二三日以來この人民委員會議には社會革命黨左派から八名が参加していた——憲法制定會議の再選舉かあるいはフランス革命の先例にならつた革命評議會の設置を主張したが、ボルシェヴィキは左派の提案をしりぞけて憲法制定會議の即時解散を主張したため意見の對立が生じたので、中央執行委員會の臨時會議が開かれ、その結果憲法制定會議の解散が決定されている。憲法制定會議の解散を可としたボルシェヴィキの論據は、憲法制定會議の席上でラスコニコフの發表した黨聲明および中央委員會におけるレーニンの演説の内に見出されるが、基本的には一九一七年の二月二六日のレーニンの「憲法制定會議に關するテーゼ」において示されてゐる。

(9) 詳説をしないが、憲法制定會議へのさまざまな接近乃至研究は差當つて三つに分けて整理してみることができようかと考える。まずその第一は憲法制定會議を就中その解散をボルシェヴィズム批判の座標とするものであり、その第二は憲法制定會議を形式的に把握する第一のそれと全く對照的な、すなわち憲法制定會議を實質的に把握してその反ボルシェヴィキ的性格に注目するもの、その第三は第二と同様に實質的な把握を尊重するが、それ故にこそ憲法制定會議の召集特にそのための選舉の實施をボルシェヴィキ革命の具體的な發展過程の一環として把らえようとするものである。しかもこの第三の立場からする研究は甚だ乏しいようである。

(10) История всекозной коммунистической партии (Большеников), 1953, стр. 205.

(11) Сталин, И., Соч., том 4, стр. 138.

(12) Там же, том 6, стр. 391.

(13) Там же, том 6, стр. 393.

(14) Там же, том 6, стр. 391~2. 一〇月革命の直後憲法制定會議の問題についてレーニンは選舉の延期・有權者年齢の一八歳への引下げ・候補者名簿の修正・カデツト黨およびブルジョア派の非法法化を強く主張したと、トロツキイは傳えている (cf. Trotsky, L., Lenin, 1925, pp. 145~6)。

—

いずれの革命運動にもそれ自身のよつて立つ個性的な革命方式あるいは革命理論が、もつともその理論性または合目的性

ということになると少なからぬ問題がそこに残されてもいようが、まず例外なく用意されているようである。既存の政治體制を實力的に破砕しようとする革命的なエリートの存在は、革命理論乃至は革命方式を措いて考えられないといつても差支えなからう。勿論ロシアのマルキストも例外ではなかつた。むしろ彼等はマルキシズム独自の主體的・實踐的な科學性の故に、そしてまたロシア社會の特殊な諸條件の故に、他のいかなる革命主義者にもまして意識的且つ主題的に、ロシアにおけるプロレタリア革命方式の定立という課題と對決しつづけていた。彼等がプロレタリア革命方式の定立という緊急且つ不可避的な課題に拂つた努力の一端は、一八九八年三月にミンスクで開かれた最初の社會民主黨大會の宣言にも既にはつきりと痕跡づけられている。すなわち「ロシアの労働者階級は、その強い雙肩に課せられた政治的自由の獲得という任務を提起しなければならぬし、また提起するであらう。それは不可避的な、しかしプロレタリアートの偉大な歴史的使命實現への、人間の人間による擄取が存在する餘地のないような社會體制建設への第一歩でしかない。ロシアのプロレタリアートは、全力をもつて、資本主義並びにブルジョアジーとの闘争を社會主義の最終的勝利にまで繼續すべく、專制政治の軛をかなぐり棄てるであらう」<sup>(1)</sup>とある。

しかしながらストループの起草したこの黨宣言は、ロシア革命の當面した基本的な矛盾、すなわちブルジョア民主主義革命とプロレタリア社會主義革命という二つの發展段階にはじめて注目したとはいへ、本質的には一八四八年の「共產黨宣言」に依據したものであつて、それから具體的に一步も前進していない。いいかえると「プロレタリアートの獨裁に言及していないし、またプロレタリアートがその使命を達成し得る方策についてもふれてない……」<sup>(2)</sup>のであり、かかる點からして「この黨宣言は、革命運動の綱領」というよりはむしろ、依然としてアカデミックな習作に止つていた」<sup>(3)</sup>ともいふべきものであつた。レーニンを措いて、ロシア社會民主黨の、すなわちボルシェヴィキの革命方式を知ることがまず不可能であるといわなければならない。

周知のように、一八九四年の論文「人民の友とは何か」以後、レーニンは、ロシア革命を規定すべき基本的な方式について不斷の考察を加え、またその結論を積極的に提示しつづけていつた。すなわちレーニンによると、ロシア革命の當面の課題はブルジョア民主主義革命の實現であるが、ロシアのブルジョア階級は早熟的反動性の故に自らの力でブルジョア革命を遂行し得ず、その中途での停止を餘儀なくされる。しかるにプロレタリアートの階級意識的な生長とその廣範な組織化にとつて有利な條件を創造し、また保證するものは、したがつてプロレタリアート解放の前提はブルジョア民主主義革命の完遂をおいてあり得ない故に、プロレタリアートは、ブルジョア民主主義革命の完遂と政治的自由の全面的な實現に最も強い關心を持つに到る。とはいえプロレタリアートは自力でブルジョア民主主義革命を完遂することができない。しかしプロレタリアートには、民主主義革命の遂行にあつて、國民の壓倒的な多數を占める農民を同盟者としてすることが可能であり、また農民と同盟することによつてのみ、プロレタリアートは民主主義革命に主體的な役割を果し、民主主義革命の成果を確保することがができる。すなわちロシア革命はまずその第一段階として民主主義革命の遂行を、プロレタリアートと農民の提携による民主獨裁政權の樹立を課題とし、ついで社會主義革命の實現に、いいかえるとプロレタリアートの獨裁政權の樹立という第二段階へと移行すべきものであると規定された。これがレーニンの定立したプロレタリア革命方式の原型であり、ボルシェヴィキの指導理論の概要である。しからば民主獨裁あるいはプロレタリア獨裁と規定された二つの段階においては、それぞれいかなる政治形態が豫定されたか。特に、來るべきロシア革命の第一段階と規定された民主獨裁の段階における政治形態が、いかに考えられていたかを取上げてみたいと思う。

改めて指摘するまでもなく、ロシア革命の當面の課題は、レーニンによると、プロレタリアートと農民の提携による民主獨裁政權の樹立であつた。言葉をかえていえば「一方では、祕密投票による眞の普通・直接・平等の選舉を基礎とする憲法制定會議を召集するような、また他方では、選舉の場合實際に完全な自由を實行し得るような臨時政府を、皇帝政府とおき

かえる」<sup>(4)</sup>ことであつた。さらにいいかえれば、

「1 人民の専制、すなわち最高國家權力全體を人民代表から成る立法議會の手に集中すること。

2 立法議會並びに一切の地方機關の選舉において、二一歳以上のすべての市民に對する普通・平等・直接の選舉權。その際の選舉における祕密投票。各選舉人はすべて代議議會に選舉される權利を持つ。人民代表に對する俸給の支拂。

3 市民の身體と住居の不可侵。

4 信仰・言論・出版・集會・ストライキおよび結社の無制限な自由……<sup>(5)</sup>を保障する民主的憲法にもとづいて共和制的な政治形態を實現することが、ボルシェヴィキの當面した政治的な任務であると規定されている。とはいえ、かく對決すべき課題と目された完全な政治的自由を前提とする「全人民的憲法制定會議」の召集、乃至は民主的な一院制議會の實現はあくまでも差當つての、すなわち前提的な課題として考えられていたのであつて、それに過程的な・手段的な目的より以上の意義が與えられていたわけではない。しかし過程的な意義が與えられているというそのかぎりにおいて、民主獨裁と規定された段階の具體的な標識を憲法制定會議あるいは民主的議會に求めることは充分可能である。

しかるに一九一四年のサラエヴォ事件を轉機として、ロシア内外の政治情勢に質量的な變化が現れた。第一次大戰の發生により革命意欲は國際的にもまた國內的にも急速に後退し、代つて愛國的情熱が著しく支配的となつた。ロシア内外における社會主義革命勢力の全面的な退潮という事態の急激な變化は、勿論、既成の革命方式に對する謙虛な省察を要求せずにはおかなかつた。かくてボルシェヴィキは理論と現實との遊離あるいは背反を回避すべく、自己の置かれた客觀的な狀況を分析して、その結論を實踐的に消化しなければならぬこととなつた。しかもレーニンは、この問題を解決するにあつてまず大戰の本質を究明し、戰爭發生の基盤的社會を「資本主義の最終段階としての帝國主義」的な段階として位置づけ、帝國主義的戰爭をプロレタリア革命の實現へと結びつけることに成功した。レーニンは對戰爭政策を對革命政策に直結させること

によつて状況の變化を巧みに克服し、從來のプロレタリア革命方式はここに新しい内容を與えられて發展的に生長していつた。しかしこのことは、既述したところの革命方式の基本的な變更あるいは修正を意味するものではなかつた。

すなわち第一次大戰發生後においても、一九〇三年の黨大會以來のプロレタリア革命方式は依然として十分に尊重されている。例えば一九一五年の「若干のテーゼ」においても、「來るべきロシア革命の社會的内容は、プロレタリアートおよび農民の革命的民主獨裁以外のなにもでもあり得ない」<sup>(6)</sup>ことがかさねて確認されている。しかしながらその際に、「黨は、民主的プチ・ブルジョアジーと共に社會民主主義者の臨時革命政府への参加を、従前通り許容し得るものと考えるが、好戰的革命主義者とは行動を共にしない」<sup>(7)</sup>ということが改めて指摘されている點を無視してはなるまい。すなわち「ロシアにおいて、かりに好戰的革命主義者が勝利を収めた場合には彼等の『祖國』防衛という戰爭努力に反對する。たとえ革命主義者あるいは共和主義者といえども好戰的な社會主義者には反對し、彼等好戰的社會主義者に反對して、社會主義革命のための國際的プロレタリアートの同盟に味方する」<sup>(8)</sup>ことが、いいかえれば「ロシア・ブルジョア革命におけるプロレタリアートの指導的な役割が可能であるか否かの問題について、黨は、プチ・ブルジョアジーが決定的な瞬間に左傾するならば、しかも黨の宣傳のみならず一連の客觀的なすなわち經濟的・財政的・軍事的・政治的な諸要因などもまた彼等の左傾を促すならば、可能である」<sup>(9)</sup>という認識の上に立つて、戰爭遂行に協力する革命政府への参加を斷乎として拒否し單獨で革命を遂行するという方針と決意とが、はつきりと示されているからである。

しかるに一九一七年の三月いわゆる二月革命が發生し、ツァーリズムが崩壊した。そしてソヴェトとの妥協工作の上にブルジョアの臨時革命政府がひとまず成立した。一般にいう二重の政權が、乃至はまた國家權力の眞空状態が出現したのである。したがつてロシア革命の當面の課題と目されていたツァーリズムの打倒と、それにとまなう臨時革命政府の樹立という事態がここに現實化したわけであり、またかく新しい局面が現實に展開されるに到つたが故にボルシェヴィキは、より具

體的・現實的な態度の決定に差迫られた。しからばいかなる指導原則が所與の革命方式からの論理的歸結として定立されたか。一九一七年の「四月テーゼ」の内容がそれである。

すなわちこの「四月テーゼ」は、「ロシアの現状の特質はプロレタリアートの不十分な階級的自覺と組織とのために、權力をブルジョアジーに與えた革命の第一段階から、プロレタリアートおよび極貧農民層の手に權力を置く第二段階への移行にある<sup>(9)</sup>」と説いて、ボルシェヴィキの志向すべき革命がプロレタリア獨裁の社會主義革命以外にあり得ないことを指摘し、改めて「労働者代表ソヴェトのみが唯一の可能な革命的政體<sup>(10)</sup>」であることを明示した。レーニンは「議會主義的共和制ではなくして、労働者代表ソヴェトから議會主義的共和制への復歸は後退であり、全國的な、上から下までの労働者・貧農代表ソヴェト<sup>(11)</sup>」こそが來るべき社會主義階級の政體であると主張したのである。したがつてこの「四月テーゼ」によると、いいかえれば二月革命を契機としてプロレタリア獨裁の社會主義革命を現實の課題とするに到つたボルシェヴィキの革命方式によると、憲法制定會議それ自體はもはや黨の基本的な、獨立のスローガンとなり得なかつたわけである。

(1) КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, часть 1, 1954, стр. 13.

(2) Carr, E., *The Bolshevik Revolution 1917~1923*, 1950, vol. 1, p. 4.

(3) *Ibid.*, vol. 1, p. 4.

(4) Ленин, В., *Соч.*, том 8, стр. 264.

(5) Там же, том 6, стр. 14. (см. КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, часть 1, стр. 77~8)

(6) Там же, том 21, стр. 367.

(7) Там же, том 21, стр. 367.

(8) Там же, том 21, стр. 368.

(9) Там же, том 21, стр. 368.

(10) Tam ke, tom 24, ctp. 4.

(11) Tam ke, tom 24, ctp. 5.

(12) Tam ke, tom 24, ctp. 5.

## 二

一九一七年の二月革命から一〇月革命に到る間のいわゆる二重政權下において、ボルシェヴィキは、黨の全活動を目的的に規定すべく、いいかえれば狀況の變化發展に對應した黨の具體的な運動方針を定立するために、幾つかの黨大會あるいは黨會議を召集している。例えば五月の第七回黨代表者會議（五月七日—二日）、六月の黨軍事組織代表者會議（六月二十九日—七月六日）、七月の黨中央委員會擴大評議會（七月二六日—二七日）、八月の第六回黨大會（八月八日—一六日）、九月の黨中央委員會擴大會議（九月一三日）、一〇月の黨中央委員會會議（一〇月二三日）、同じく一〇月の黨中央委員會擴大會議（一〇月二九日）などがそれである。したがつて社會主義革命へと志向したボルシェヴィキの足跡あるいはその歩度を知るための資料としては、これら各種の黨大會並びに黨會議の決議および決定はいずれも充分に尊重されねばならないが、臨時政府の公約した憲法制定會議に對するボルシェヴィキの關心乃至は態度を問題としているここでは、第六回黨大會のそれが中心となつてくる。それ以前の第七回黨代表者會議、軍事組織代表者會議、黨中央委員會擴大評議會などはいずれも臨時政府が公約した憲法制定會議と直接正面から對決していかないか、あるいはそれを全く黙殺しているからである。しかし五月七日の第七回黨代表者會議（四月會議）は二月革命後をはじめての、しかも實質的には黨大會に匹敵するほどの存在でもあるので、差當りこの四月會議に一瞥を與えておきたいと思う。

一九一七年三月、皇帝權力の崩壞とそれにもなう臨時政府の成立という新たな局面の展開を見るに到つて、レーニンは

一九一八年のロシア憲法制定會議に關する諸問題

黨大會の速やかな召集を「四月テーゼ」において強く提唱した。この「四月テーゼ」の要請に答えるべく、五月七日ペトログラードで、約八萬の黨員を背景として開かれた黨大會が第七回黨代表者會議すなわち四月會議である。したがつてボルシェヴィキのこの四月會議はロシアにおいては最初の合法的な黨大會でもあつた。しかし四月會議の果した注目すべき役割は、勿論、合法的な黨大會であつたというそのことではなく、この會議が「四月テーゼ」の諸原則を全面的に承認し、「すべての權力をソヴェトへ」という、別言すればプロレタリア獨裁權力の樹立というボルシェヴィキの確乎とした目的意志を強く打出していることにある。革命はブルジョア民主主義段階から直ちに社會主義段階へと前進すべきであり、また實現すべき政治形態はブルジョアの議會制ではなく労働者・農民及び兵士代表のソヴェト制であつて、「ロシア並びにイギリス、フランスの資本に拘束され、帝國主義戰爭の繼續を餘儀なくされた地主・資本家の政府である」<sup>(1)</sup>臨時政府への参加は現實の問題となり得ないという、所與の革命方式からする理論的な歸結が全黨的に確認されたのであつた。したがつて四月會議の決議に、臨時政府の公約した憲法制定會議についての關心が積極的に示されてないことは、憲法制定會議あるいは民主的議會制の實現ではなくして社會主義革命の遂行すなわちソヴェト制の實現こそが、プロレタリア黨の對決すべき當面の、また不可避的な課題であるという結論を得ていた以上、蓋し當然のことであつたといわねばならないであらう。

もつとも四月會議の決議を通覽してみると、そこに「憲法制定會議」(Учредительное собрание)という用語が散見されな<sup>(2)</sup>いでもない。例えば「ロシア社會民主労働黨は……、(四)臨時政府の出現に匿れつつ、臨時政府側からの露骨な助力の上に組織づけられたブルジョア・地主的反動勢力は、革命民主主義に對して敵對行動を既にとりはじめた。すなわち臨時政府は憲法制定會議選舉日の指定を引延し、人民の總武装を妨害し、農業問題の地主的解決方法を人民におしつけ、土地の國有化に逆い、八時間労働制の實施を妨げ、軍隊内部の反革命的煽動を放任し、兵士に對抗して士官を組織づけるなどしている」とある。あるいはまた「プロレタリアートの階級的自覺を明確にし、プチ・ブルジョアジーの逡巡に對して都市及び農村のプ



プロレタリアを團結させる繼續的な努力が必要である。なんとならばかかる努力のみが、労働者・兵士代表のソヴェトあるいは人民の大多數の意志を直接に表現した他の諸機關（例えば諸地方自治機關、憲法制定會議など）の手に、全國家權力の効果的な移行を保證しようからである」<sup>(3)</sup>とも述べられている。しかしいずれの場合にもプロレタリア獨裁權力の樹立に不可缺な手續、いわば革命方式上の第一義的な要請として憲法制定會議の實現を肯定しているわけではない。とはいえ臨時政府の公約していた憲法制定會議への便宜的な参加を拒否しているわけでもない。むしろここで指摘すべき點は、公約の憲法制定會議について積極的になにごとも語っていない四月會議が「プロレタリア黨の課題は、一方では既述のような各地における革命運動の成長を徹底的に支援することであり、他方ではプロレタリア戦線の勝利のために、ソヴェト内部において組織的な闘争（宣傳及び選舉によつて）を續けること、すなわち労働者並びに兵士大衆に、プチ・ブルジョアとプロレタリアとの、防衛主義者とインターナシヨナリストとの、日和見主義者と革命主義者との戦線の分離に、労働者の組織と武装に、革命のつぎの段階に備えた實力の養成に、あらゆる努力と配慮とを注ぐことである」<sup>(4)</sup>と強調している點ではなからうかと思ふ。ボルシェヴィキは二月革命によつて得た黨の合法的な地位とソヴェトの現状を考慮し、その結果、實力的な手段に直接訴へることなくむしろ合法的な手段を通じて、いいかえればソヴェトに代表された労働者・兵士および農民などの啓蒙と説得によつて社會主義革命を實現し國家權力を獲得しようと考えていた。

しかるに七月事件を轉機として、ボルシェヴィキは半非合法化されるに到つた。レーニンをはじめとして黨の幹部は地下に潛行し、第六回黨大會もまた餘儀なく祕密裡に開かれたが、八月のこの黨大會では、來るべき憲法制定會議選舉に備えてつぎのような具體的な對策が立てられている。

#### 憲法制定會議選舉戰

#### 一 對選舉機關

一九一八年のロシア憲法制定會議に關する諸問題

1 黨中央委員會は中央選舉委員會を組織し、地方組織はこの委員會に代表を送る。

2 地方組織は地方選舉委員會を創設し、地區組織はこの委員會に代表を送る。

3 それ以下の諸段階の黨組織及び黨機關においても、一般の諸集團の指導のためそれぞれの段階に選舉運動を目的とした地方選舉委員會と同様なものの設置を勧める。

4 同じく選舉運動のために、大工場中心地においては同郷の勞働者（並びに兵士）の内に組織をつくることが望ましい。

## 二 資金

5 選舉運動の資金はつぎのような方法で作成する。

(a) 給料一日分の一回控除。

(b) 寄附金（據金および奉加帳による）の徴收、有料の講演會・音樂會・夜會の開催、日刊紙の發行など。

6 かかる方法で集められた資金はつぎのように配分される。

(a) 四〇パーセントを中央選舉委員會の金庫に、

(b) 六〇パーセントを地方組織に残す。

## 三 煽動

7 文書による煽動

(a) 農民新聞の發行。

(b) 黨綱領の基本的なスローガンのすべてを平易に説明する一般向きのパンフレットの發行。

(c) 煽動者のために演説の計畫とその内容および必要な文獻目錄を教示した中央選舉委員會の指導書の發行。勿論この指導書には選挙法の主要な規定、選挙法の特質および選挙技術が説明されていなければならない。

8 口頭煽動 口頭煽動の先導者は豫備教育を受けた基幹労働者でなければならない。そのために煽動者の短期講習會を中央選舉委員會並びに地方選舉委員會の許に組織し、さらにまた選挙運動の期間中農村に意識的な労働者と兵士を派遣しなければならない。

#### 四 提携と協定

- 9 提携は、國際主義の基礎の上に立つて、また口先きばかりではなく實際に防衛派と斷絶した黨派とのみ許される。
- 10 協定は、われわれの綱領を完全に受容する革命的な無所屬團體（例えば代表ソヴェト、農地委員會、播種委員會など）とのみ許される。

- 11 選舉協定は中央委員會の承認を得なければならない。

#### 五 候補者名簿

- 12 候補者は縣代表者會議あるいは地方組織によつて指名される。
- 13 中央委員會には抗辯する權利が留保される。
- 14 中央委員會には候補者について地方組織に建言する權利が留保される。

#### 六 軍隊内部および戦線における選舉運動

- 15 本大會は、中央委員會の軍事組織が軍隊内部就中戦線における黨の選舉運動計畫の作成に即時取掛るよう希望する。<sup>(5)</sup>

しかし、憲法制定會議選舉のための對策がかく具體的に定立されているとはいへ、このことから直ちに、八月の黨大會がすべての權力をソヴェトへという四月會議の承認した原則を放棄したものと考へてはならない。「革命の最初の高揚期に我が黨が提唱した權力のソヴェトへの讓渡というスローガンは、革命の平和的な發展の、權力のブルジョアジーから勞働者および農民への苦痛なき移行の、プチ・ブルジョアの幻想の漸進的な根絶のためのスローガンであつた。かかる平和的な發展並びに權力のソヴェトへの苦痛なき移行は、今日においては不可能となつた。權力が既に反革命的ブルジョアジーの手に事實上移つているが故に、現在の正しいスローガンは反革命的なブルジョアジー獨裁の完全な精算以外にあり得ない。貧農に支持された革命的なプロレタリアートのみが、新しい革命の高揚というその任務を遂行することができる」と第六回黨大會ははつきりと強調している。すなわちプロレタリア政權への移行は武装蜂起以外にあり得ない、というボルシェヴィキの基

本的な方針が改めてここに確認されたのである。しかも、實力による社會主義革命の實現というこの方式と決意とが、コルニコフ派並びにカデット黨などの反動勢力の権力への接近を斷乎反撃すると決議した九月の中央委員會擴大會議を支え、さらに一〇月の中央委員會會議を指導して、十一月の變革を現實に決定づけていつた。したがつてボルシェヴィキは武装蜂起によるブルジョア政權からプロレタリア政權への移行をはつきりと決意するとともにその際、憲法制定會議への参加をも併せて考えていたことにならう。前述したように八月の黨大會は憲法制定會議の選舉に備えて對策を立てているからである。しからば社會主義革命を現實の課題としたボルシェヴィキが、いかにして憲法制定會議への参加を、いいかえれば政治の倫理的な一般原則ともいへべき多數決制を承認するに到つたのか。

- (1) Ленин, В, Соч, том 24, стр. 3.
- (2) КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, 1954, часть 1, стр. 338.
- (3) Там же, стр. 339.
- (4) Там же, стр. 339.
- (5) Там же, стр. 379~380.
- (6) Там же, стр. 375~376.

### 三

周知のように一九一七年三月の初旬首都ペトログラードにはじまつた自然發生的な大衆蜂起は、國會を中心とした自由主義的ブルジョアジーに「上からする革命」の緊急不可避性を自覺させずにはおかなかつた。その結果ニコライ二世の退位が實現し、代つてゼムストヴォ連合會議長のルボーフ公を首相とする二月革命政府が成立した。すなわち國會とソヴェトとの妥協の上に、言葉をかえていえば一〇月黨並びにカデット黨およびその他の自由主義的ブルジョア・グループと社會革命黨

との提携によつて、三月一六日、ルボーフ臨時政府が誕生したのである。勿論この臨時政府が當面の政治的混亂を收拾し秩序を回復すべく、國民各層の積極的な支持と協力の獲得を求めたことは當然であつて、そのことに別段問題はないが、かかる對策としてつぎのような宣言を、臨時政府がその成立にあつて發していることを見逃してはなるまい。

内閣はつぎの諸原則を遵守する。

- 1 刑の確定したテロ行爲、反逆、一揆などを含む政治犯並びに宗教犯すべての即時且つ完全な大赦。
- 2 言論の自由、發表の自由、結社・集會および罷業の自由。並びに軍人の政治的自由を軍事上差支えないかぎり擴大すること。
- 3 身分、信條、人種上のあらゆる差別の撤廢。
- 4 統治機構を決定し國家形態を規定すべく、普通選舉權と秘密投票にもついた憲法制定會議の召集の準備に即時取掛ること。  
.....(2).....

すなわち漸進的な改革主義者があるいはまた急進的な革命主義者が、既に久しい以前から等しく掲げてきた憲法制定會議の開催というスローガンは、ルボーフ臨時政府の出現によつてここに現實の課題となつたわけであるが、繰返し述べたように憲法制定會議の早期召集という公約の履行について、臨時政府の態度は甚だ曖昧であり冷淡であつた。公約實現の責任はむしろ意識的に回避されつづけたとみられる。

こと改めて指摘するまでもなく、憲法制定會議召集の準備に即時取掛るといふ公約によつて、別言すれば自己の存在理由を自ら具體的に規定することによつて臨時政府は、その正當性を幾分かなりとも現實に基礎づけようとして圖つたわけである。したがつて憲法制定會議選舉における與黨の制覇を充分に豫想できたならば、前記の公約は當然に、しかも可及的速やかに履行されべきものであつた。憲法制定會議を遅くとも七月中に召集すると公表していた臨時政府がその七月に到つて、選舉期日を九月三〇日に、さらにこれを十一月二五日に引延している事實は與黨の勝利に對する自信のなさを、いいかえれば

その権力基盤の狭小・虚弱さを率直に物語つているといえよう。しからば憲法制定會議の早期召集という公約の履行を遲滯させ、ひいては自らの手で自己の存在理由を否定させ正當性を毀損させた障礙はどこにあつたか。つぎのような三點にそれを要約してみることができよう。

その第一は、臨時政府が即時的な戰爭終結を決意し得ず、依然として戰爭繼續政策を固守しなければならなかつたことにある。臨時政府のまず直面した戰爭か平和かの問題は、問題の性質上解答の提示を將來に持越すことを、例えば公約した憲法制定會議の審議に委ねることを許すはなかつた。解答の提示、すなわち對外政策の決定は即刻になされねばならなかつたのである。しかるに自身の對外政策を打出してその遂行に積極的な努力をかさねた臨時政府は、そのたびごとに、例えば五月三日のあるいは七月一七日の反戰示威運動に見られるような、兵士および労働者を中心とした廣範な組織的抵抗に出會つてゐる。すなわちルボーフ内閣並びにケレンスキイ内閣はいずれも、即時的な平和の實現を希求する革命的な大衆の意志に反した戰爭繼續政策を固守したのであつた。したがつてかかる對外政策をあくまでも肯定するかぎり、憲法制定會議の召集は、臨時政府の存続を根底から拒否するであろう充分な可能性を備えた輿論への、合法的且つ決定的な機會の提供を意味する以外のなにももなかつたわけである。

その第二は、臨時政府が廣範な貧農層の土地要求を充すに足る解答を打出し得なかつたことにある。土地の問題が平和の問題と同様に、二月革命の提起した基本的な課題であつたことは改めて指摘するまでもないであろうが、資本主義的な農業生産様式の發達に伴つて加速度的に促進され、また蓄積されてきた貧農層の根強い土地要求は既存の權威體系の崩壞によつて一擧に表面化してゐた。しかるにこの問題について全く自信のない、いいかえれば貧農層の土地要求に答えることを欲しなかつた臨時政府はその解答を、早期召集を公約した憲法制定會議の審議に託して當面の責任を故意に回避し、現實を糊塗しようと圖つた。勿論こうした保守的な乃至は反動的な臨時政府の態度が現實に許されようはずはなく、各地の農民は問題

を個別的に解決していった。土地を實力的に收奪し分配しはじめたのである。しかもこれに對して臨時政府は軍隊を動員して積極的な鎮壓に乗出したために、兩者の意志はいよいよはつきりと背反し、その距離はますます擴大していった。土地に關する貧農層の素朴な期待にそうことを欲しなかつた、實は期待にそうができなかつたために土地問題との對決を避けた結果、臨時政府は貧農層と正面からはつきりと敵對することとなつた。したがつて、當然の要求ではあるが、臨時政府が政權擔當の臨時性にあまざることを潔しとせず、政權の永久化を強く意欲していた以上、憲法制定會議の召集はいよいよもつて回避されねばならなかつたのである。

その第三は、臨時政府が國民大衆の日常生活の保證について熱意と配慮とを示し得なかつたことにある。周知のように大戦への参加によつていかなく露呈したロシア經濟の虚弱性は、國民への負擔を倍加させずにはおかなかつた。特に都市労働者は直接および間接の犠牲を生活のすみずみにまで強いられ、その日常生活は甚だしく困窮していた。すなわち長期にわたる絶望的な對獨抗戦が要求した莫大な數量の人的および物的な動員が農業生産力を急速に低下させ、これと通貨の混亂とがあいまつて相對的並びに絶對的な食糧危機が既に訪れていたにもかかわらず、臨時政府は無謀な戰爭繼續政策を強行したために事情はさらに一段と悪化した。のみならず物價の高騰と原材料の枯渇とが企業の小縮小あるいは閉鎖を呼び、遂に一九一七年の夏にかけて多數の労働者が街頭に投出されはじめた。勿論かかる事態の出現に臨時政府は大きな不安を意識してはいたが、日用消費物資の需給の甚だしい不均衡、就中食糧の慢性的な不足あるいは労働條件の悪化乃至は失業といつたような労働者の日常生活を破壊しつつあつた諸條件の解消に、充分な誠意もしたがつて適切な方策も示し得なかつた。それ故に、鋭い政治的感覚と高い組織性においてすぐれた労働者大衆は臨時政府と對時的な側にますます結集し、ために臨時政府は憲法制定會議の早期召集という公約を敢えて黙殺するに到つたのである。

以上の三つの條件は勿論個々獨立したものではなく、相互に密接な關連をもつていた。要するに臨時政府の權力基盤その

ものが二月革命の進行方向に、換言すれば憲法制定會議の召集へと正しく志向してなかつたのである。しからば臨時政府の反革命性をいかに露呈させた「平和・土地・パン」ともいふべき前記の課題に對して、ボルシェヴィキはどうであつたか。述べるまでもなく、ボルシェヴィキは政權奪取の強い意志と、「平和・土地・パン」についての極めて現實的な、すなわち労働者と兵士および農民の要求に充分適合した解答を既に用意していた。したがつてボルシェヴィキは、二月革命の提起した「平和・土地・パン」の諸問題に直面して、憲法制定會議の召集という公約の履行を回避しなければならなかつた臨時政府とは事違い、その早期召集を聲高に主張し得るいわば主體的な條件を整えていたことになる。しかもこのこと、すなわち自らした公約の實現を臨時政府がなし得なかつたということが純粹に野黨的なボルシェヴィキの立場をますます有利にしていたことを、見逃してはならないであらう。ボルシェヴィキは甚だぐまれた環境にあつた。臨時政府の反革命性を單的に暴露し得る有力な材料を提供されていたからである。

(1) 一〇月黨、カデット黨および社會革命黨からの参加を得て構成された三月一六日のルボーフ内閣は五月一三日に陸軍大臣グチコフの、また二日後の一五日に外務大臣ミリュニコフの辭職に出會い、その結果五月一八日にケレンスキイを陸軍大臣にテレシチェンコを外務大臣として、保守的自由主義者と觀念的社會主義との連立をおし進めたが、七月二〇日ルボーフが辭職し代つてケレンスキイが首相となつた。ケレンスキイは八月六日に組閣を完了し、一〇月七日に到つて再び内閣の改造を試みている。しかしここで内閣の人的構成を考慮する必要はまずないので、本論ではすべて臨時政府と表現してみた。

(2) *Astrov, W. (ed.), An Illustrated History of the Russian Revolution, 1928, vol. I, p. 99.*

#### 四

政治的ストライキの指導機關として労働者代表ソヴェトを創設した一九〇五年一〇月の經驗が、一九一七年の二月革命の際に想起されている。すなわち二月革命の結果釋放された軍需工場中央委員會の労働者出身の委員と、労働組合並びに協同



組合の諸代表によつて組織された労働者代表ソヴェト臨時執行委員會の呼掛けに應じて、ペトログラードの労働者および兵士から選出された諸代表と社會主義的諸黨派の幹部とが三月一二日の夕刻タウリダ宮の一室に會し、チヘイゼを議長としてケレンスキイ並びにスコベレフを議長代理とする労働者および兵士代表ペトログラード・ソヴェトを結成した。しかも、ペトログラードでかく復活したようなソヴェトが、すなわち新たに兵士代表を加えた労働者代表ソヴェトがその後まもなくロシア全土の諸都市に相次いで形成されていつた。

しかしながら、レーニンが一九〇五年の論文「労働者代表ソヴェトの臨時革命政府への發展」において少なからぬ關心を示し、また最終的には一九一七年の「四月テーゼ」によつて機能的な意義を明確に規定したところの、ソヴェトという労働者を中核とした革命的な組織は、その成立の當初からボルシェヴィキに對して友好的であつたわけではない。例えば二月革命を契機として全國土的な規模において出現した諸ソヴェトの中心的存在であつたペトログラード・ソヴェトは、社會革命黨とメンシェヴィキによつて指導されており、一名から成るその執行委員會も非ボルシェヴィキ派によつて占められていた。レーニンが歸國する以前のボルシェヴィキは思想的に充分統一されてなかつたと同時に、その黨勢も社會革命黨およびメンシェヴィキに比較して劣つていた。しからばその後の状況はどうであつたか。對獨戰繼續の意志を表示した五月一日のミリュエーフ通牒によつて喚起された大衆の反戰示威運動の結果、第一次ルポーフ内閣が崩壊し、改めて五月一八日に第二次ルポーフ内閣が成立しているが、五月中旬から七月中旬にかけてのこの第二次ルポーフ内閣の時代に四つの全ロシアの大會が開かれているので、これらを中心にしてボルシェヴィキの黨勢を検討してみよう。

まず五月一七日に第一回農民代表全露大會が開かれているが、この大會においてはボルシェヴィキは甚だ弱小であつた。<sup>(1)</sup>大會は、土地の即時沒收と權力のソヴェトへの移行をしりぞけて、貧農による土地の不法占有についての警告を決議し、無併合・無賠償を原則とした防衛戰爭の繼續を肯定して臨時政府への全面的な支持を約束している。しかし六月一二日に開會

した第一回工場委員會會議は、權力のソヴェトへの移行・労働者の武装化などを主唱したレーニンの提案を四二〇票對二九〇票で可決し、商品の生産分配および財政・金融に對する労働者の管理權を要求している。すなわち二月革命後はじめて、ボルシェヴィキは全ロシア的な代表者大會の一つにおいて多數を獲得したのであつた。<sup>(2)</sup>とはいへ、この第一回工場委員會會議に比較するとより廣範な社會層を背景とした六月一六日の第一回労働者・兵士代表ソヴェト全露大會では、再びボルシェヴィキが敗北している。<sup>(3)</sup>すなわちこのソヴェト大會は、臨時政府との關係並びに平和の問題などについて社會革命黨およびメンシェヴィキの提案を承認したのであつた。しかも七月四日の第三回労働組合全露大會においてもまた社會革命黨の主張が受容され、ボルシェヴィキの決議案はその少數の故に否決されている。<sup>(4)</sup>要するにボルシェヴィキの基盤は、社會革命黨およびメンシェヴィキといつた反ボルシェヴィキ派のそれに比肩し得る程成長してなかつたのである。來るべき社會主義段階の政治形態に目したソヴェトの全露大會すらもが、反ボルシェヴィキ諸黨派の壓倒的に支配するところであつた。したがつて臨時政府からの國家權力の奪取・プロレタリア獨裁權力の樹立を當面の課題としたボルシェヴィキは、それ故にこそ現實的な、すなわち合目的な戰術的配慮を當然に拂ねばならなかつた。六月の第一回工場委員會會議において示されたような勝利を一般化すべく、労働者・兵士および農民大衆の啓蒙と説得に黨の全活動を差向けて、黨の基盤を早急に擴大・強化・充實させねばならなかつたのである。

しかるに臨時政府が無謀にも再開した對オーストリア總反攻も、當初に若干の戰果を挙げ得たとはいへドイツ軍の反撃に會つて壊滅し、戰線は全面的に崩壊した。また臨時政府内部においても高度の自治權を要求するウクライナ問題からんで閣僚間の對立が表面化し、社會主義系の閣僚に抗議して七月一五日にカデット黨系の閣僚が辭職した。勿論かかる臨時政府内外の危機をペトログラードの民衆が敏感に探知できないはずはなかつた。反應は直ちに現れた。すなわち七月一六日、當時ボルシェヴィキの影響の下にあつた首都の第一機關銃連隊の兵士が臨時政府打倒の武装示威に乗出し、翌一七日には、

武器を携えた「平和的な示威運動」を提唱したボルシェヴィキ中央委員會の意志に反して兵士および労働者が、市街の各所で臨時政府側の軍隊と衝突するに到つたのである。しかしこの運動はほどなく鎮壓された。一八日の夜にかけて臨時政府は市内の主要な戰略據點を占領するとともにボルシェヴィキ系の機關紙出版所を閉鎖し、多數の逮捕狀を發して、レーニンをはじめとする黨の幹部をあるいは逮捕しあるいは地下に追いやつた。しかしケレンスキイを首班とした第三次臨時政府はボルシェヴィキへの敵意をあらわにし、ボルシェヴィキの非合法化を企てたといえ、それ以上には進み得なかつた。臨時政府とボルシェヴィキとは既にその力において均衡しはじめていたからであり、それ故にまた兩者の對峙はますます深刻化していつた。

しかしながらケレンスキイ内閣による彈壓は、たとえそれが臨時政府の實力を正しく反映した中途半端ないわゆる半非合法化に止つたにせよ、ボルシェヴィキにとつて、すなわちプロレタリアート獨裁の政權樹立への前進にとつて無論好ましい事態であらうはずはなかつた。既にボルシェヴィキは武装蜂起による國家權力の奪取を決意し、したがつて自己の陣營への廣範な大衆の動員という問題がその最大の關心事となつていたからである。いいかえればボルシェヴィズムの労働者・兵士および農民への滲透と臨時政府の反革命性の呵責なき暴露に黨の全機能を集中心にすることが緊急且つ不可避的に要求されていたからであり、したがつてまたかかる黨活動をより効果的に可能ならしめるような環境が最も強く必要とされていたからである。しかるにボルシェヴィキの非合法化を企てたケレンスキイ内閣はその發足にあたつてルポーフ内閣の公約を再確認し、完全な民主主義的自由を前提とした憲法制定會議の選舉を九月三〇日におこなうと聲明していた。國家權力の實力的な奪取を意欲し、しかもそれを目前にひかえたボルシェヴィキが、すなわち第六回黨大會が、社會主義革命の準備工作として不可欠な大衆の啓蒙と説得と組織化を目的とした黨の自由な活動を充分保證するであろうこの機會を見逃すはざらうか。

(1) この大會には一、一五名の代表が参加しているが、その内社會革命黨が五三七名、無所屬が四六五名、メンシェヴィキとボルシェヴィキおよびその他のグループを含む社會民主黨が一〇三名であつた (Bunyan, J., op. cit., p. 9)。したがつて大會の選出した執行委員會もその過半数以上が社會革命黨によつて占められている。

(2) 二月革命後、労働組合と組合加入労働者の數が急速に増加しているが、より顯著な傾向として工場委員會制の普及が認められる。しかもこの委員會は個々の工場内の全労働者を包含する組織であつた關係上、熟練労働者の利益よりはむしろ未熟練労働者のそれをより多く代表していた。ボルシェヴィキはその當初から活潑に働きかけ、その結果第一回工場委員會會議が六月に召集される以前にその組織局を既に支配し得ていた。

(3) 六月二六日の「レチ」紙はこの大會に出席した一、〇九〇名(但し票決権を持った代表數は八八二名)の黨派別をつぎのように示している (Meisel, J. and Kozera, E., Materials for the Study of the Soviet System, 1953, p. 10)。

社會革命黨	二八五
メンシェヴィキ	二四八
ボルシェヴィキ	一〇五
インターナショナルリスト	三二
無所屬社會主義者	七三
統一社會民主黨	一〇
バンド	一〇
ブレハーノフ派	三
民族社會主義者	三
労働黨	五
反共產主義者	一

そして以上の合計七七五名に、社會革命黨と社會民主黨の兩者の政綱に賛同した代表二名を加えた七七七名のみが自己の政見を明確に表示したにすぎなかつた (Bunyan, J., op. cit., p. 11)。なおこの大會はメンシェヴィキの一〇四名、社會革命黨の九九名、ボルシェヴィキの三五名とその他の一八名からなる中央執行委員會を選出しており、この委員は一〇月革命の時まで機能していた。

(4) この大會の第一回は一九〇五年に、また第二回は一九〇六年に開かれている。なおこの第三回大會は一、四七五、〇〇〇名の労働者

を代表する二二〇名から成り、その内一二〇名がメンシエウイキと社會革命黨およびその同調者であり、八〇名がボルシエウイキであつた。したがつてこの大會が選出した勞働組合全露中央評議會は一六名のメンシエウイキと三名の社會革命黨と一六名のボルシエウイキから、また中央評議會執行委員會は五名のメンシエウイキと四名のボルシエウイキから構成されていた (Bunyan, J., op. cit., p. 13)。

## む す び

ロシアの政治的な近代化の懸案であつた民主的な憲法制定會議の開設という革新勢力の要請が、勿論ボルシエウイキもまた理論的には一應肯定していたかかゝる要請が、一九一七年の二月革命の結果成立したルボーフ臨時政府によつて全面的に承認された。臨時政府が憲法制定會議の早期召集を公約したのである。しかしこの二月革命を経験したボルシエウイキの革命方式は議會主義的共和制ではなくソヴエト制の實現を、民主獨裁政權ではなくてプロレタリア獨裁政權の樹立を黨が當面の課題とすべきことを教示し、また現にそうした教示にしたがつてボルシエウイキは、プロレタリア政權の樹立という黨の本來的な目的の實現に専心努力した。もつともその際にボルシエウイキはソヴエト大會に代る全人民的な憲法制定會議の開設を考へないでもなかつた。とはいへそれは二月革命後まもない時期において、換言すると權力のソヴエトへの平和的な移行が可能であるという認識の成立を前提としてしかも條件的に豫想されたのであり、民主的な憲法制定會議の實現すなわち政治の倫理的な一般原則ともいへべき多數決制を原理的に承認したためでは決してない。したがつて權力のソヴエトへの平和的な移行が現實に不可能であると確認された段階においても、臨時政府の反動性を暴露して攻撃を加える上に甚だ効果的な材料であるかぎり民主的な憲法制定會議の早期召集といういわばブルジョアの要請が支持され、勞働者・兵士および農民大衆を組織づけ得る貴重な機會を提供するものであるかぎり憲法制定會議選舉戦への参加が承認された。すなわちボルシエウイキは、プロレタリアートの獨裁權力の實現をより容易ならしめるであらう條件の創造あるいは整備といつた現實的な要請。

戰術的な要求からのみ、憲法制定會議の問題に對して關心を持つたのである。しかしながら戰術的な配慮からであるにせよ臨時政府の公約した憲法制定會議の問題に對して積極的に乃至は肯定的にかかわり合う以上、ボルシェヴィキはある種の危険を當然に豫想しなければならなかつたわけである。しかも豫想されたこの危険が現實にはどうであつたかという問題の提起によつて、一〇月革命を可能とした状況の一端がうかがわれよう。勿論それによつてボルシェヴィキ政府による憲法制定會議召集の背景がより具體的に明らかとならう。